

公安委員会定例会議(第14回)の開催状況

第1 日 時 令和4年6月8日(水)
午後1時30分～午後4時50分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、刑事部長
交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長、総務課長
生活安全企画課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、平成28年8月23日付東京高裁判決についてお話しします。今回の事案は、埼玉県警の警察官2人が窃盗犯人として浮上した被告人（当時は被疑者）に警察官という身分を隠して接近し、紙コップに入ったお茶を提供したのち、被疑者に「廃棄する」と虚偽の事実を告げて紙コップを回収、当該紙コップから被告人のDNAを採取して鑑定した結果、犯行現場にあったDNAと一致したことから被告人を窃盗容疑で逮捕した、という内容です。

論点は、被告人が「廃棄する」という意思で警察官に提出した同コップを警察が刑訴法221条に基づき領置できるかですが、結論は、警察官は「廃棄する」と言いつつ実際には鑑定する意図があり、被告人は錯誤により任意提出しており、所有権を放棄した事実もないことから、当該紙コップはゴミとして扱われることはなく、刑訴法221条の適用外となります。

東京高裁も、同行為は強制処分に当たるとして、紙コップに付着した微物を取得する行為は令状に基づくべきであり、当該鑑定結果に基づく逮捕は違法で、その後に被告人から任意に提出された口腔内細胞の鑑定も違法である、と判示し、当該鑑定書の証拠能力を否定し、被告人を無罪としました。

つまり、裁判所は、本件においてはDNA鑑定中に被告人が所在不明になるおそれではなく、DNA鑑定の結果が出た後に被告人を逮捕することができると指摘し、逮捕よりも令状を優先すべきという考え方を述べています。

警察においては、この東京高裁判決を念頭に置きつつ、引き続き、適正な捜査手続きを順守していただきたいと思います。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和4年第13回公安委員会定例会議の会議録について伺

いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情申出の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。

(3) 警察記念日表彰における公安委員会表彰者決定に係る決裁

警務部から、警察記念日表彰における公安委員会表彰者決定にかかる決裁について伺いがあり了承した。

(4) 監査の実施

警務部から、監査の実施について伺いがあり了承した。

(5) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(6) 受験資格特例教習課程の指定

交通部から、受験資格特例教習課程の指定について伺いがあり了承した。

(7) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果18件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和4年度愛媛県警察事務職員（上級）等採用試験の申込状況

警務部長から、令和4年度愛媛県警察事務職員（上級）等採用試験の申込状況について報告があった。

委員から、「引き続き、優秀な人材の確保に努めていただきたい」との発言があった。

(2) 国産高級自動車を対象とする広域窃盗等事件の終結（大阪府警・愛媛県警察合同捜査事件）

刑事部長から、国産高級自動車を対象とする広域窃盗等事件の終結について報告があった。

委員から、「巧妙な手口の事件であったが、早期に解決でき良かった。引き続き、同種事案の検挙に努めていただきたい」との発言があった。

(3) 未成年者誘拐事件被疑者の逮捕（松山東署）

刑事部長から、未成年者誘拐事件被疑者の逮捕について報告があった。

委員から、「被害者を早期に保護できたことは良かった。未成年者がこうした事件に巻き込まれることがないように同世代の子を抱える両親の心に響くような広報啓発活動に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「被疑者と被害者双方の犯罪意識が希薄な事件である。ネット社会の進歩によりタブレット教育が進む中、いじめ等の防止に向けて関係機関等との連携を強化するほか、大人も含めてインターネットの

使い方等について社会全体で考えていく必要がある」との発言があった。

(4) 交通死亡事故抑止「短期集中取締り」の実施

交通部長から、交通死亡事故抑止「短期集中取締り」の実施について報告があった。

委員から、「警察が各種の取組みを積極的に広報することにより、県民の交通安全意識が高まり、交通死亡事故の抑止につながると思う。引き続き、効果的な広報と各種取締りに努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「交差点内では徐行運転を順守するなど車両の速度抑制に向けた取締りや広報に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「横断歩行者妨害や右左折方法違反は、以前と比べて減少している。引き続き、運転者に緊張感を持たせる広報のほか、交通事故防止に効果的な取締りに取り組んでいただきたい」との発言があった。

(5) 苦情の受理及び処理状況

総務室から、令和4年5月末現在の苦情の受理及び処理状況について報告があった。

(6) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

(7) 損害賠償事案の知事専決処分

警務部から、損害賠償事案の知事専決処分について報告があった。

(8) 訟務事案に関する報告

警務部から、訟務事案に関する報告があった。

(9) 令和4年度中国四国管区内警察柔道・剣道大会の結果

警務部から、令和4年度中国四国管区内警察柔道・剣道大会の結果について報告があった。

(10) 地域警察官による覚醒剤等事案の検挙状況

生活安全部から、地域警察官による覚醒剤等事案の検挙状況について報告があった。

(11) 人事案件に関する報告

警務部から、人事案件に関する報告があった。

4 その他

(1) 刑事部長から、3月に松山市内の繁華街で男性に暴行を加え現金を奪った強盗致傷の容疑で、少年等4名を6月7日に逮捕した旨の報告があった。

(2) 本部長から、「委員長説示のとおり、捜査活動に当たっては、社会情勢等の変化を踏まえ、刑事訴訟法等の法令や現代の常識に照らし、その捜査手法が真に適切かどうかを見極めていくことが重要であると認識している」、「社会的反響の大きい警察事象が発生した際は、県民に安全・安心を感じてもらうため、事案の解決に向けて速やかにアクシ

ヨンを起こすことを県民に示すことが重要であり、そのことに配意しながら日々取り組んでまいりたい」との発言があった。

以 上